

令和7年度山形県新庄市職員採用試験受験案内

《初級行政、初級土木、初級建築、保健師、上級建築、建築（社会人経験者）》

令和7年7月3日 新庄市総務課

新庄市職員採用試験を実施します。

○第1次試験日 令和7年9月21日（日） 受付：午前9時～午前9時30分

○第1次試験会場 新庄市役所

○受付期間 令和7年7月4日（金）午前9時～令和7年8月13日（水）午後5時

1. 試験区分・職務内容

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
初級行政	一般行政に関する業務	若干名
初級土木	市有施設・道路等の維持管理、工事の設計・監督その他土木行政に関する業務	若干名
初級建築	市有建築物の設計・工事監督、都市計画に関する業務	若干名
保健師	保健・福祉等の分野における保健師の免許を必要とする業務	若干名
上級建築	市有建築物の設計・工事監督・都市計画に関する業務	若干名
建築（社会人経験者）		若干名

2. 受験資格 ※下記試験の併願はできません。

試験区分	生年月日・資格等	住所要件
初級行政	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ※ただし、大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込みの者は受験できません。	採用後、新庄市内に居住する見込みのある者
初級土木		
初級建築		
保健師	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で保健師免許を有する者又は令和8年6月までに当該免許を取得する見込みの者	
上級建築	次のいずれかに該当する者 ①平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	
建築（社会人経験者）	昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ①一級建築士免許証を有する者又は令和8年3月までに当該資格を取得する見込みの者 ②二級建築士免許証を有する者又は令和8年3月までに当該資格を取得する見込みの者	

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 新庄市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身衰弱を原因とするもの以外）

3. 試験日程

試 験	試 験 日	試験区分	試験種目	試験時間	試験会場
第 1 次	令和 7 年 9 月 2 1 日(日) ※受付 9 時～9 時 3 0 分	初級行政	教 養 試 験(初級)	10:00～12:00	新庄市役所
			職 場 適 応 性 検 査	12:20～12:40	
		初級土木 初級建築 保 健 師	教 養 試 験(初級)	10:00～12:00	
			職 場 適 応 性 検 査	12:20～12:40	
			専 門 試 験	13:30～15:00	
		上級建築	教 養 試 験(上級)	10:00～12:00	
			職 場 適 応 性 検 査	12:20～12:40	
			専 門 試 験	13:30～15:30	
		建 築 (社会人)	職 務 基 礎 力 試 験	10:00～11:00	
職 務 適 応 性 検 査	11:20～11:40				
第 2 次 (予定)	令和 7 年 1 0 月 下 旬	全試験区分 共通	作 文 試 験 人 物 試 験	第 1 次試験合格者 に通知します。	新庄市役所

4. 試験内容

試験	試験種目	内 容
第1次	教養試験 (初級行政) (初級土木) (初級建築) (保健師)	高校卒業程度の一般知識及び能力について、多肢選択式による筆記試験 ○出題分野 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	教養試験 (上級建築)	大学卒業程度の一般知識及び能力について、多肢選択式による筆記試験 ○出題分野 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (初級土木)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ○出題分野 数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工
	専門試験 (初級建築)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ○出題分野 数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
	専門試験 (保健師)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ○出題分野 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	専門試験 (上級建築)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ○出題分野 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
	職場適応性検査 (建築（社会人）以外の全職種)	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検証
	①職務基礎力試験 ②職務適応性検査 (建築（社会人）)	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験 ①論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ②公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証
第2次 (予定)	作文試験	文章による表現力、内容、構成等についての筆記試験
	人物試験	口述による個別面接試験等

5. 受験手続

(1) 申し込み方法

「やまがた e 申請」のホームページ(https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinsei_todokede/e-tetsuzuki99/index.html)からインターネットにより受験申し込みを行ってください。

(「やまがた e 申請」のホームページは、新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページ(<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s001/040/009/20250626135545.html>)に掲載するリンクよりアクセスすることができます。)

新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページに掲載している「新庄市職員採用試験インターネット申込手續ガイド」で手続き方法や注意事項等を必ず確認の上、同ガイドに従って申し込んでください。なお、同ガイドに記載されたとおりに申し込み手続を行わなかった場合の事故については責任を負いません。

◆ 注意事項 ◆

※受付期間終了直前はインターネット回線が混み合うことが予想されるため、余裕をもって申し込んでください。

※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

※一度申し込みを完了した後に申込内容を変更する場合は、必ず事前に新庄市総務課にご連絡ください。

※インターネットによる申し込みができない特別の事情がある方は、7月25日(金)までに新庄市総務課にお問い合わせください。

(2) 受験票の交付について

- ・申込期間終了後に、受験番号等を付記した受験票を発行します。受験票を発行した旨をメールで通知しますので、「やまがた e 申請」のホームページからログインし、ダウンロード・印刷してください。なお、8月22日(金)までに発行が確認できない場合は、新庄市総務課までお問合せください。

(3) 受付期間

- 期 間 令和7年7月4日(金)午前9時～令和7年8月13日(水)午後5時

(4) その他

- 受験票は、申込内容を印字した受験申込書と合わせて発行しますので、試験当日は、受験票のみ切り離して持参してください。
- 試験当日に受験票を持参しない者は受験できません。

6. 合格者の発表

(1) 第1次試験

- 発表日時 令和7年10月上旬
- 発表方法 合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場に掲示するとともに、市のホームページにも掲載します。また、合格者には合格通知書を郵送します。合格通知書が令和7年10月10日(金)までに到着しない場合、新庄市総務課へお問い合わせください。

(2) 第2次試験

令和7年11月上旬に、合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場へ掲示するとともに、市のホームページに掲載します。また、第2次試験受験者全員に書面で可否の結果を通知します。なお、受験資格を満たしていない等、受験申込書に事実と異なる記載をした場合、合格を取り消すことがあります。

7. 試験結果の開示

第1次、第2次試験の不合格者に対し、受験者本人の試験結果を口頭で開示します。

受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証等)を持参

のうえ、午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間に新庄市総務課に直接お越しのうえ、申し出てください。なお、郵送、電話等での開示請求はできません。

試験区分	開示請求できる方	開示期間	開 示 内 容
第1次試験	第1次試験不合格者	合格発表の翌日から1月間	得点及び順位
第2次試験	第2次試験不合格者		第2次試験の得点及び順位

8. 合格から採用まで

- 最終合格者は令和8年4月1日付けで採用する予定ですが、場合によっては令和8年4月2日以降になることがあります。
- 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。

補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、欠員等が生じた場合に必要に応じて成績順に採用を決定します。補欠合格者名簿は原則として令和8年3月30日まで有効ですが、名簿登録者が必ず採用になるとは限りません。

9. 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は、各人の学歴、その他の経歴により異なりますが、おおむね下表のとおりです。

前職種	社会人 経験年 数	初級行政 初級土木 初級建築	保健師	上級建築	建 築 (社会人)
	0年	189,700円	222,900円	222,900円	
行 政	5年		245,200円	245,200円	222,900円
	10年			253,600円	245,200円
	15年				253,600円
民 間	5年		241,900円	241,900円	216,200円
	10年			251,200円	238,100円
	15年				249,800円

※ 金額は令和7年4月1日現在のものであり、改定されることがあります。

※ 上表の初任給の金額等は、あくまでも参考です。初任給はそれぞれの修学年数や経験年数により決するものであり、上表の初任給を保証するものではありません。

その他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10. 勤務時間及び有給休暇等

原則として、土曜日及び日曜日を週休日とする完全週休2日制で週38時間45分勤務となっています。

年次有給休暇は1年間に20日（採用年は15日）、その他、慶弔休暇、病気休暇、産前・産後休暇等、育児休業等の制度があります。

11. その他

災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場などを変更する場合には、新庄市ホームページでお知らせします。